

赤塚公園の指定管理者候補者の選定結果について

土木部都市局都市整備課

(TEL029-301-4655)

赤塚公園の管理につきまして、下記のとおり指定管理者候補者を選定いたしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、赤塚公園の指定管理者に指定します。

なお、下記の指定管理者候補者による指定管理は、令和7年4月1日から実施する予定です。

記

1 指定管理者候補者	橋本造園土木株式会社 代表取締役社長 橋本 純一																				
2 指定期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間																				
3 応募団体数	候補者を含めて1団体																				
4 選定方法																					
(1) 選定委員会委員数	外部委員：3名 県側委員：2名 合計：5名																				
(2) 選定方法	1次審査：事務局による書面審査 2次審査：選定委員会において事業計画書等審査																				
(3) 選定基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">選定基準</th> <th style="width: 50%;">審査項目</th> <th style="width: 20%;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 平等で質の高いサービス確保</td> <td>・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか。</td> <td style="text-align: center;">10点</td> </tr> <tr> <td>2 効用の最大限の発揮</td> <td>・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か</td> <td style="text-align: center;">45点</td> </tr> <tr> <td>3 経費の縮減</td> <td>・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か</td> <td style="text-align: center;">15点</td> </tr> <tr> <td>4 団体の有する物的・人的能力</td> <td>・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか</td> <td style="text-align: center;">30点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">100点</td> </tr> </tbody> </table>			選定基準	審査項目	配点	1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか。	10点	2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点	3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点	4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか	30点			100点
選定基準	審査項目	配点																			
1 平等で質の高いサービス確保	・県民の平等利用が確保されているか ・利用者に質の高いサービスが提供されているか。	10点																			
2 効用の最大限の発揮	・公園の維持管理を適切に行うことができるか ・利用促進計画は効果的か	45点																			
3 経費の縮減	・効率的な管理運営ができるか ・収支計画は妥当か	15点																			
4 団体の有する物的・人的能力	・経営基盤が安定しているか ・公園施設又は類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか ・指定管理業務に必要な体制を確保しているか ・適切に個人情報管理できるか	30点																			
		100点																			
5 選定理由	選定委員会において上記選定基準に基づき審査した結果、以下の点が評価され、橋本造園土木株式会社を指定管理者候補者として選定しました。 ・適正な維持管理・運営の実施が期待できること。																				